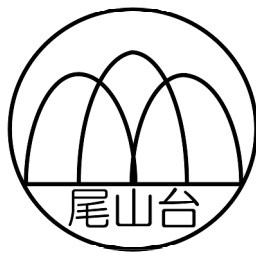


尾山台団地 地区防災計画



第1版
2020(令和2)年1月
尾山台団地 自主防災会

目次

1. 目的	2
2. 基本方針	2
2.1 範囲	
2.2 基本方針	
2.3 その他	
3. 尾山台団地の特性と被害想定	3
3.1 災害に対する特性	
(1)「UR賃貸団地」自体の特性	
(2)地区の特性	
①上尾市	
②近隣地域(瓦葺地区・原市地区)	
③尾山台団地	
3.2 被害想定	
(1)想定する災害	
(2)想定する影響	
4. 発災時の対応	8
4.1 対応の基準	
4.2 各組織の役割	
4.3 発災時の対応	
5. 平時の対応	10
5.1 防災体制の維持	
5.2 教育・訓練	
5.3 他組織との連携	
6. 検証と見直し	11
6.1 検証	
6.2 見直し	
7. 基本情報	別紙
(1) 防災体制	
(2) ハザードマップ・避難所情報（上尾市情報他から引用）	
(3) 関係連絡先	
(4) 情報入手元	

1. 目的

この「尾山台団地 地区防災計画」(以下「本計画」)は、地震を中心とした自然災害に対し、住民および関係者の生命・身体および住まい・財産を守るため、発災時および平時の防災に係る基本を定め、団地全体の総合的な防災力の向上を目的とする。

2. 基本方針

2.1 範囲

(1) 地域

「尾山台団地」(以下「当団地」)を対象とする。

(2) 対象者

「尾山台団地に居住する者」(以下「住民」)を対象とする。

(3) その他範囲に含まれる対象地域・対象者

平時の活動や被災時に連携を行う近隣地区や関係団体ならびに発災時に当団地で被災する者を含む。

2.2 基本方針

(1) 自助による在宅避難

住民は、発災時には自分自身ならびに家族の命を守るとともに、発災後の在宅避難を無事行えるように努める。

(2) 共助

住民は、発災時には自分自身および家族を最優先に守った上で、居住する棟ならびに団地内での助け合いを行い、住民の命を守る。その上で、可能な範囲で近隣住民との助け合いを行う。

(3) 団地の特徴を活かした近助

団地・集合住宅の特性を活かし、隣り合い居住する住民同士で助け合う「近助」の思想で、防災に留まらずコミュニケーションの活性化を行う。

2.3 その他

本計画に基づく防災活動を推進することで、団地における防災モデルとして、他団地での防災活動の推進に貢献する。

3. 尾山台団地の特性と被害想定

当団地は、団地の建物および地域的な特性から、「地震」を主な脅威と想定する。

3.1 災害に対する特性

尾山台団地は、団地構造上ならびに地域上の特性から、震災ならびに火災、風水害共に比較的強いと想定される。

(1)「UR賃貸団地」自体の特性

UR賃貸団地は耐震安全性が確保されていること、またその構造上より耐火性に比較的優れている。

	災害	被害想定
a	地震	尾山台団地は、2019年3月までに一部住棟を除き耐震診断済。 UR団地は「耐震安全性が確保されている」 (URウェブサイト「UR賃貸住宅の耐震性について」より) 過去の大震災でも、住宅階および人命への被害はない。 ・1995(平成7)年の阪神大震災時、UR賃貸住宅では住宅階に大きな被害が無く、人命に係る被害なし。 ・2011(平成23)年の東日本大震災でも、住宅階およびピロティ階ともに大きな被害を受けた事例はなし。 (https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/chintai-taishin/chintai_001.html)
b	火災	団地は、鉄筋コンクリート造のため木造と比較して燃えにくく、居室間に耐火壁があるため、延焼しにくい。 ただし、石油ストーブの使用が認められていること、住民の高齢化が進んでいることから、冬場を中心に出火のリスクがある。
c	台風	建物自体は頑丈で、倒壊や屋根が飛ぶようなことはない。 ただし、窓に雨戸がないことから、特に1、2街区の上層階を中心に、窓ガラスが破損するおそれがある。

(2)地区の特性

上尾市の災害危険性については上尾市災害ハザードマップで確認可能。

(参考) <https://www.city.ageo.lg.jp/page/036112060611.html>

ここでは概要のみ記載する。

①上尾市

	災害	被害想定
a	地震	震度6弱以上。地区により異なる。 (上尾市災害ハザードマップを参照)。
b	火災	地区により異なる。
c	台風	上尾市内には、市域西側より、荒川、鴨川(荒川水系)、芝川(荒川水系)、原市沼川(利根川水系)が流れ、近接地域においては台風時に浸水のおそれがある。また、市内には内水による被害を受ける地域もある。

②近隣地域(瓦葺地区・原市地区)

団地の位置する瓦葺地区は、一部地区において沼地や田畑を埋め立てた箇所を含む密集した住宅地である。

	災害	被害想定
a	地震	想定震度は震度6弱～6強(当団地とほぼ同等)。 住宅地には元々田畑や沼地であった箇所もあり、震災時には土壌が緩む箇所がある。特に木造家屋は鉄筋造と比較して傾斜しやすく、既に傾斜している家屋も存在する。 なお、団地住棟は前項の通り耐震性が確保されている。
b	火災	木造家屋が密集しており、道幅が狭い地域も広範囲に存在することから、火災発生時には延焼のおそれがある。 ただし、団地とは道路を挟んでおり、団地内の敷地に余裕があることから、団地への延焼の危険性は高くはない。
c	台風	見沼代用水に接する地域については、台風時に氾濫し、当該地区に浸水被害を及ぼす可能性がある。

③尾山台団地

団地の地区的な特性は前項に準ずるが、建物の特性上想定が異なる。

	災害	被害想定
a	地震	想定震度は震度6弱～6強。 団地の東西で地盤の強弱の差があり、団地の西半分(バス通り側)は若干弱く、上尾市災害ハザードマップによると建物倒壊危険度は4街区および5街区1号棟～10号棟ではやや高い。 杭打ちが行われているため、最悪の場合でもただちに倒壊することはないが、液状化による陥没が発生する可能性がある。
b	火災	上記①に同じ。
c	台風	見沼代用水に接する地域については、台風時に氾濫し、当該地区に浸水被害を及ぼす可能性はあるが、当団地については、標高の関係上ほぼ影響はない。 ただし、団地西側に位置する1街区は、見沼代用水西縁が隣接していること、また5街区6～8号棟は上尾市災害ハザードマップによる浸水被害の想定が行われていることから、浸水のおそれは完全には除去できない。

3.2 被害想定

「震度6弱以上地震」を前提に被害想定を行い、計画を策定する。
その他の災害については、今後の見直し時に定める。

(1) 想定する災害

① 災害内容

下記5種類の地震を想定

- ・東京湾北部地震
- ・茨城県南部地震
- ・元禄型関東地震
- ・関東平野北西縁断層帯地震
- ・立川断層帯地震

② 想定震度

「震度6弱以上」(上尾市災害ハザードマップに基づく)

(2) 想定する影響

① 住棟への損害

- a) 被災後、即座に立入を制限される状況は発生しない。
- b) 窓ガラスの破損が生じる住戸が存在。
- c) ベランダからの落下物が発生。ただし、人命への支障は生じない。

② ライフラインの停止

- a) 電気: 最大1ヶ月間停止

- b) ガス: 最大1ヶ月間停止

- c) 水道: 上下水道共に最大1ヶ月間停止

③ 交通

鉄道・幹線道路共に、発災後1週間使用不可。

a) 鉄道……JR東北本線(宇都宮線)

- 発災後1週間利用不可。
- ・発災当日および翌日は終日運行不可。
- ・発災2日後以降は、路面の損害状況により運行再開の可能性あり。

b) 道路

- ・団地に接する国道16号線は、災害時に緊急輸送道路として使用のため使用不可。
- ・その他道路についても、災害復旧のため特別に支援された自動車を除き、1週間は使用不可。
- ・近隣の生活道路は、倒壊した家屋で通行不可の可能性あり。

④発災時の住民その他の動向

a)帰宅困難者

東京方面に通勤・通学する住民を中心に、発災後3日間帰宅不可の住民が発生する可能性が高い。

b)行方不明者

内勤の会社員、通学中の学生を除き、発災時に団地外に居る住民は、一時的に行方不明になる。

特に携帯電話・スマートフォンを所持しない高齢者・小学生以下の児童について、連絡が取れなくなる可能性がある。

c)団地外への避難者

高齢者、子育て中の家庭を中心に、発災後に被災地域外または近隣もしくは近隣の家族世帯への疎開を行う住民が一定数生じると想定される。

これらの住民については、行方不明者として扱わないよう、疎開前に連絡を受けるなどの対策が必要になる。

d)団地への流入者(住民と関係のある者)

住民の家族・親類・友人が住民を頼り団地に流入してくる可能性がある。

e)団地への流入者(住民と直接関係の無い者)

発災時に団地に居合わせた者、近隣住民で住居を失った者、近隣企業に勤務する者、その他通りすがりの者が団地に流入する可能性がある。

⑤発災時に活動可能なメンバー

下記理由により、発災時に災害対策本部員を勤められる者、または同本部への協力が可能な者は少数に限られると想定される。

一方、階段委員およびその経験者については、自宅階段のレベルであれば、ある程度の協力が期待される。

a)前項に記載の通り、発災時に団地に帰宅不可能な住民が一定数存在する。

特に平日の日中に発生の場合は、現役世代の協力は見込めない。

b)特に平日の日中に団地内に滞在していると思われる高齢者については、

体力・気力を要する仕事を行うには限度がある。

また、対策本部で外部との折衝を行うなどの負担の大きい仕事には適さない。

一方で、見守りや付き添いなどへの協力を得ることが期待できる。

c)子育て世代については、自世帯での対応で手一杯と想定される。

d)近隣に家族が居る住民については、発災時に家族の元への避難が想定される。

e)自治会員以外については、有事に積極的な協力が得られるとの想定は難しい。

- f) 階段委員および階段委員経験者については、自治会への一定の理解があると思われ、また現役を引退しているものの、階段昇降が可能と見込めることから、発災時も自宅のある階段についての部分への協力は期待できる。
- g) 上尾市のボランティアセンターを含む外部からのボランティアについては、下記理由により期待できない。
- ・ 当団地が被災する際には、埼玉県内あるいは関東一円が被災していると想定されるため、関東近辺からのボランティアは期待できない。
 - ・ 発災時には周辺地域の方が被害が大きいと思われることから、近隣からの者も他地区の支援に行くものと想定される。

4. 発災時の対応

4.1 対応の基準

本対応は、当団地が震度6弱以上の地震により被災した場合を対象とする。

なお、震度5強以下の地震ならびにその他の災害発生に際しては、基本的には当団地の災害対策本部の設置を伴う活動の発動は行わないが、被害状況などを踏まえて自主防災会の判断により発動を行う場合もある。

4.2 各組織の役割

(1)災害対策本部

災害対策本部は、「尾山台団地みんなのひろば」(以下「みんなのひろば」)内に設置する。

担当名	担当者	主な役割
本部長	自治会/ 自主防災会	・活動全体の把握および指示 ・各班・防災拠点と連携
副本部長	会長・役付	同上
情報班	以下、自主防災会役員を中心に、発災時に集合可能なメンバーで構成する。	・住民の安否確認取りまとめ、管理 ・防災情報収集、住民への周知 ・団地全体の被害情報把握 ・上尾市、消防署、UR他関係先との連絡
安否確認班		・住民の安否確認
安全班		・建物・設備の被害状況確認、安全確保 ・団地内の巡回・防犯
救護班		・災害時要配慮者、負傷者等の救出救護 ・救護所の開設・運営
物資班		・救援物資の管理
生活班		・災害用トイレ設置、ゴミ捨て場設置 他
本部付		・上記以外で生じる事項への対応

(2)階段委員

住棟内の階段単位での安否確認および災害対策本部からの情報伝達、その他災害時の階段内の各種支援は、階段委員の協力を得る。
階段委員は、自階段の住民と協力し、災害時の対応に当る。

(3)団地避難所

団地避難所は、「みんなのひろば」内、災害対策本部に併設する。
発災時は在宅避難を原則とし、自室での居住継続困難な場合に限り利用する。

※指定避難所(尾山台小学校)について

指定避難所の組織および指示体系は上尾市の規定に準ずる。

自主防災会は、当団地と防災会メンバーおよびその家族を最優先とした上で、必要な協力および情報交換を行う。

4.3 発災時の対応

発災時は、災害の進捗にあわせ、下記表の流れに沿って対応する。
(震度6弱以上の場合に実施)

タイムライン	住民	自主防災・災害対策メンバー
発災直後	自分自身の身を守る ガス・ストーブなどの火の元を消す	(同左)
収まった後 (直後)	家族に連絡を入れる(171、Web171、SNS) ラジオ・スマートフォンなどで情報入手 室内で落下しそうなものを下ろす 安全なスペースを確保 室内から見える範囲の周囲を確認 周囲で火災が生じた場合は通報	(同左)
収まった後	(無事な場合)黄色いハンカチを掲揚 (救援を要する場合)何も掲揚しない (水道が出る場合)手持ちの容器に水を入れる。 (階段委員)自室の属する階段を確認 (余裕がある場合)災害対策本部に協力	災害対策本部設置準備 ・みんなのひろばに集合 ・災害対策本部設置 ・団地内を巡回 緊急を要する案件(火災等)の有無のみ確認
~ 24時間	在宅避難 自室に残ることが困難な場合は避難所の利用を検討 (希望により)近隣の家族・友人宅へ避難 (事情により)近隣の家族・友人の受け入れ	災害対策本部を運営 ・情報入手、各所とのやりとり ・団地内巡回による安否確認 ・救護所設置 ・避難所受入れ準備 ・災害用トイレ、かまどなどの設備準備 ・巡回警備 ・救出作業(可能な場合)
~ 72時間	同上	上記に加え ・炊き出し ・支援物資受け入れ
~ 7日間		上記に加え ・がれき撤去
~ 14日間		(公的支援状況の進捗により、対策本部を縮小)
~ 30日間		(復旧の進捗により、対策本部を解散)

5. 平時の対応

5.1 防災体制の維持

(1) 自主防災会組織の維持

自主防災会は、自治会と連携し、自主防災会組織を維持する。

自主防災会組織および規約については、関連文書にて定める。

自主防災会と併せ、発災時に協力を依頼可能な者(以下「協力者」)を把握し、連絡先・スキルマップを含めた協力者管理を行う。

自主防災会ならびに協力者の連絡先については、年1回見直しを行う。

(2) 団地コミュニティの維持

自主防災会は、団地自治会他と協力し、団地コミュニティの良好な状態を維持発展させることで、発災時に助け合いが可能な体制を構築する。

(3) 防災設備・用品の維持管理

自主防災会管理の防災設備・用品については、発災時に使用可能な状態を維持するため、適宜在庫管理ならびに維持管理を行う。

設備・用具の一覧は、別表「設備・備品一覧表」を参照

維持管理手順については、防災マニュアル5.2.4項「団地内施設設備の整備・点検」を参照

5.2 教育・訓練

(1) 防災訓練

団地の防災訓練を年1回実施する。

(2) 防災教育

防災訓練とは別途、必要に応じ教育を行う。

5.3 他組織との連携

発災時の協力体制ならびに自主防災会の組織維持のため、下記組織と連携を行う。

①上尾市 危機管理防災課

②上尾市 消防本部

③(福)上尾市社会福祉協議会

なお、国や県、自衛隊などへの連携は、上尾市を通じて行う。

その他連絡先については、別表「防災関係連絡先一覧表」を参照

6. 検証と見直し

6.1 検証

- ① 平時の活動(教育および防災訓練)後ならびに発災による活動の後には、関係者で反省を行い、今後の活動に活かしていく。
- ② 反省の打ち合わせ結果は関係先に共有する。

6.2 見直し

- ① 本計画は、自主防災会の活動状況ならびに今後の動向を踏まえ、見直しを行う。
- ② 見直しは5年に1度定期的に行う。その他必要に応じ実施する。

7. 基本情報

(1) 防災体制

① 規約類

- ・尾山台団地防災会自主防災会連合会規約
- ・尾山台団地1～4街区 自主防災会規約
- ・尾山台団地5街区 自主防災会規約

② 名簿・連絡先

- ・尾山台団地自主防災会理事名簿(年度単位)
- ・尾山台団地自主防災会正副班長名簿(年度単位)
- ・尾山台団地(1～4街区・5街区)自主防災会 班長・副班長選任基準(年度単位)
- ・尾山台団地自治会 役員名簿(年度単位)

③ 記録類

- ・尾山台団地自主防災会 総会資料(年度単位)
- ・尾山台団地 防災訓練記録
- ・各種活動記録
- ・設備・備品一覧表
- ・設備・備品確認記録
- ・防災備蓄品在庫管理表

(2) ハザードマップ・避難所情報(上尾市情報他から引用)

- ・上尾市災害ハザードマップ

(3) 関係連絡先

- ・防災関係連絡先一覧表

(4) 情報入手元

- ・防災関連情報 情報入手先

基本情報に記載のうち(1)-(3)につきましては、既存文書および個人情報あるいは上尾市Webサイトへの掲載内容であることから今回印刷内容からは割愛しております。




2020年1月 第1版 発行
尾山台団地 自主防災会

防災関連情報 情報入手先



(2020.1 現在)

1)関係機関





①UR 都市機構

<p>機構住宅における耐震安全性確保の取組みについて https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/chintai-taishin/index.html</p>	
<p>住棟毎の耐震診断結果について(尾山台団地部分) https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/chintai-taishin/lrmhph000000ebne-att/saitama2.pdf</p>	
<p>住まいのしおり(住宅・設備等のご案内) https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/sumainoshiori/index2.html</p>	



②埼玉県



<p>埼玉県 防災・消防 http://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/bosai/index.html</p>	
<p>埼玉県 イツモ防災 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/itsumobo-sai.html</p>	

③上尾市

<p>上尾市 Web サイト https://www.city.ageo.lg.jp/</p>	
<p>上尾市 危機管理防災課 https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s105000/</p>	
<p>危機管理防災課 > 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所 https://www.city.ageo.lg.jp/page/36-hinanbasyo.html</p>	
<p>危機管理防災課 > 水害時の情報伝達と取るべき行動について https://www.city.ageo.lg.jp/page/118219071701.html</p>	

④官公庁

<p>国土交通省 防災ポータル http://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/</p>	
<p>気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/index.html</p>	

気象庁 防災情報 https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html	
国土交通省 川の防災情報 http://www.river.go.jp/kawabou/ipGaikyoMap.do?areaCd=83&prefCd=1101&townCd=1101219&gamenId=01-0701&fldCtlParty=no	

2) 地区防災計画に係る情報

① 被害想定

上尾市災害ハザードマップ https://www.city.ageo.lg.jp/page/036112060611.html	
ハザードマップポータルサイト(国土交通省) https://disaportal.gsi.go.jp/index.html	
災害への対応や計画等について(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html	



② 発災時

a) 安否確認

災害用伝言ダイヤル(171) https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/	
WEB171 番 https://www.web171.jp/	
災害用伝言板(web171)ご利用方法 https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171s/etsuran.html	

(携帯電話)	説明用	発災時
NTTドコモ 災害用伝言板 (説明用) https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/ (発災時) http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi		
au 災害用伝言板サービス (説明用) https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/ (発災時) http://dengon.ezweb.ne.jp/		
ソフトバンク (説明用) https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/ (発災時) http://dengon.softbank.ne.jp/J		
Google パーソンファインダー (安否情報) https://www.google.org/personfinder/japan		

b)インフラ

東京ガス ガスメーターの復帰方法 https://home.tokyo-gas.co.jp/gas/userguide/anzen/meter/reset/	
東京ガス 復旧マイマップ 地震時にガスの供給・復旧状況の確認に使用 https://fmap.tokyo-gas.co.jp/	

c)避難所

避難所運営ガイドライン 内閣府(防災担当) http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf	
避難所の生活環境対策 http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/	
「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121878.html	
東京都アレルギー情報 Navi.(東京都福祉保健局) 災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレットなどを掲載 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/measure/disaster.html	
知って備える。災害時の食中毒予防(東京都福祉保健局) 災害時の食中毒予防のために作成したリーフレット・マニュアルを紹介 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/saigai/saigai.html	
自主防災組織の手引 — コミュニティと安心・安全なまちづくり — 消防庁 https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai_2904.pdf	

以上